

# 松山市第5期障害福祉計画 松山市第1期障害児福祉計画

平成30年（2018）3月

松 山 市



# 目 次

## 第1章 松山市第5期障害福祉計画

### 1 計画の概要

(1) 計画策定の背景	3
(2) 計画の期間	3
(3) 松山市での障害福祉計画の位置づけ	4
(4) 計画の達成状況の点検及び評価	4

### 2 計画の基本的な考え方

(1) 平成32(2020)年度末までに重点的に取り組む目標	5
(2) 障害福祉サービス等の見込量	6
(3) 計画の推進に向けた取組	6

### 3 平成32(2020)年度末までに重点的に取り組む目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	7
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
(3) 地域生活支援拠点等の整備	11
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	13

### 4 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス	15
(2) 日中活動系サービス	16
(3) 居住系サービス	22
(4) 相談支援	24
(5) 地域生活支援事業	25

### 5 計画の推進に向けた取組

(1) 地域生活移行の促進	33
(2) 相談支援体制の充実・強化	33
(3) サービス量の充足・質の向上	33
(4) 就労移行の促進	33
(5) 就労後の職場定着支援の促進	34
(6) 官公需での受注機会の拡大	34
(7) 障がい者の虐待防止	34
(8) 障がい者の差別禁止・差別解消	34
(9) 松山市障がい者総合支援協議会の見直し・充実	35
(10) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	35

## 第2章 松山市第1期障害児福祉計画

### 1 計画の概要

(1) 計画策定の背景	36
(2) 計画の期間	37
(3) 松山市での障害児福祉計画の位置づけ	37
(4) 計画の達成状況の点検及び評価	38

### 2 計画の基本的な考え方

(1) 平成32(2020)年度末までに重点的に取り組む目標	39
(2) 通所支援等の見込量	39
(3) 計画の推進に向けた取組	39

### 3 平成32(2020)年度末までに重点的に取り組む目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等	41
--------------------	----

### 4 通所支援等の見込量

(1) 障害児通所支援	43
(2) 障害児相談支援	47
(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	48

### 5 計画の推進に向けた取組

(1) 発達気になる段階で親子が通える地域での子育ての場の充実	49
(2)ペアレントトレーニングを受けることができる場所の充実	49
(3)「リレーファイルきずな」の活用の継続	49
(4)母子保健, 子育て支援, 教育, 就労, 医療等の関係機関による連携の強化	49
(5)療育等支援事業等を通して, 地域の保育園等へ出向く支援の強化	49
(6)地域住民に対する研究会等の開催, 啓発活動の実施	49
(7)医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置	49
(8)医療的ケア児等を支援するためのコーディネーターの配置	49
(9)各種研修会の実施	49

資料編	51
-----	----

# 第1章 松山市第5期障害福祉計画

## 1 計画の概要

### (1) 計画策定の背景

身体障がい、知的障がい、精神障がいのサービスの一元化、就労支援の抜本的な強化、安定的な財源の確保などを目指して平成18年度から導入され、地域での自立生活支援の充実、相談支援の充実、障がい児支援の強化などの考え方が打ち出された障害者自立支援法は、平成25年度に障害者総合支援法に改められ、平成28年度には、生活と就労に対する支援の一層の充実と高齢障がい者の支援促進等のため一部改正されました。

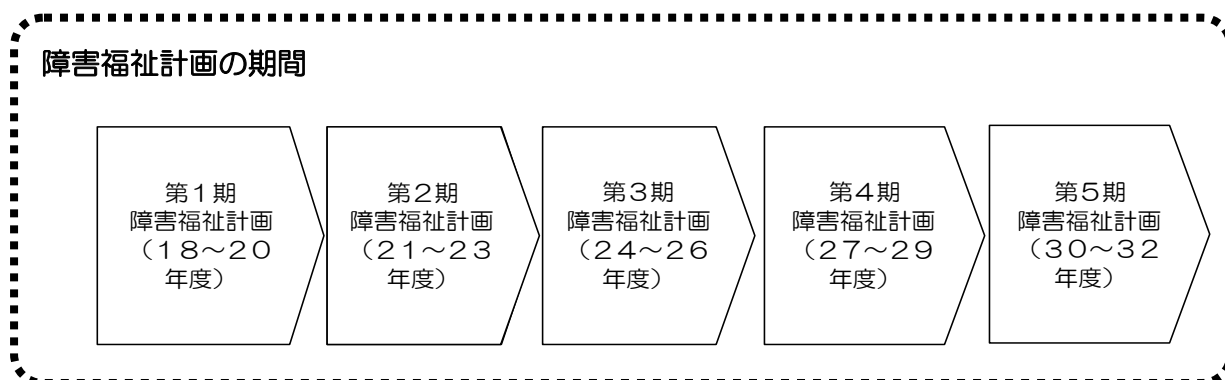
障害者総合支援法では、共生社会の実現、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会の確保、地域社会での共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去といった考え方が基本理念として規定されています。

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく計画であり、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにするための計画です。この計画は、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「国の基本指針」と言います。)に則して策定することとされています。

松山市では、これまでに第1期～第4期障害福祉計画を策定し、平成29年度末までに重点的に取り組む目標や、サービスの見込量とその確保のための方策を設定し、その達成に取り組んできました。今回、これまでの取組や実績に加え、法改正に伴う制度の変更点などを踏まえ、平成32(2020)年度末へ向けた新たな目標やサービスの見込量を設定した第5期障害福祉計画を策定するものです。

### (2) 計画の期間

障害福祉計画の計画期間は、国の基本指針により3年と定められています。第5期障害福祉計画の計画期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度の3年間となります。



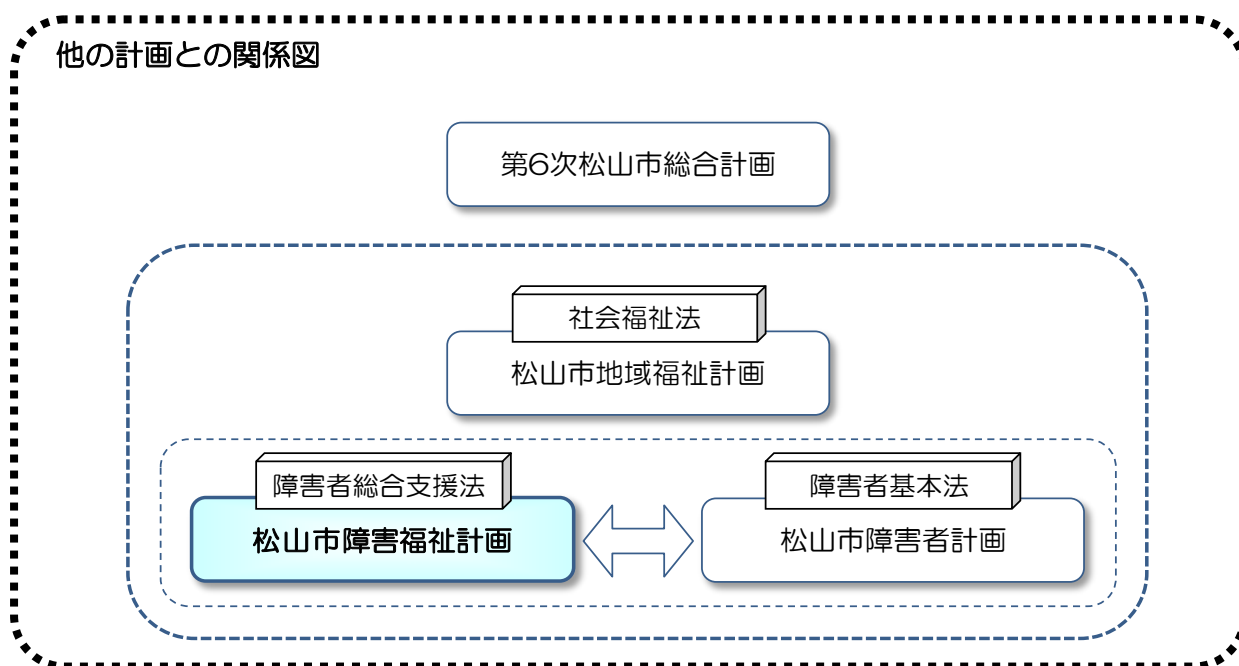
### (3) 松山市での障害福祉計画の位置づけ

松山市では、平成34（2022）年度を目標年度に「人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま」を将来都市像とする、「第6次松山市総合計画」を策定しました。

この計画に基づいて様々な施策を展開しています。また、社会福祉法に基づき、地域福祉を推進していくための計画として「松山市地域福祉計画」を策定し、取組を進めています。

松山市障害福祉計画は、これらの計画の個別計画として位置付けられます。また、障がい者に関する他の計画として、障害者基本法に基づく「松山市障害者計画」を平成27年に策定いたしました。これは障がい者に関わる施策の基本方針を総合的・体系的に明らかにしたものです。「松山市障害福祉計画」と「松山市障害者計画」とは相互に関連しております。また、障がい児に関して、児童福祉法に基づき「松山市障害児福祉計画」を平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の3年間を計画期間として策定することとなりました。松山市ではこれらの計画に基づいて、障がい者（児）福祉施策を推進していきます。

#### 他の計画との関係図



### (4) 計画の達成状況の点検及び評価

この計画の重点的に取り組む目標や障害福祉サービス等の見込量の達成状況については、PDCA サイクルを導入し、福祉・保健・医療・労働・教育等の関係者で構成される「松山市障がい者総合支援協議会」に少なくとも1年に1回は状況を報告することで、部会等でより細かく分析・評価していただき、必要があると認めるときは、計画の変更等についても検討するなど、計画の達成に向けた取組を進めていきます。

## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 平成32(2020)年度末までに重点的に取り組む目標

国の基本指針では、第5期障害福祉計画で市町村が定める目標として、以下の内容が示されました。

#### 目標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

1. 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行。
2. 平成32(2020)年度末の施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減。

#### 目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(新規)

1. 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
2. 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
3. 精神病床における1年以上長期入院患者数
4. 精神病床における早期退院率 (※3, 4は、都道府県における数値目標)

※市の目標設定の指示はありませんが、地域生活移行者の目標値を設定します。

#### 目標③ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

#### 目標④ 福祉施設から一般就労への移行等

1. 福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とする。
2. 就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者から2割以上増加。
3. 就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
4. 就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上とする。(※新規のサービス目標)

本市の第5期障害福祉計画での目標設定にあたっては、障害者総合支援法の理念である障がい者の地域生活への移行や就労移行への支援を基本とし、上記の国の基本指針や愛媛県の考え方を踏まえ、さらに、第4期計画までに設定した数値目標とその達成状況も考慮して検討しました。

その結果、第5期計画の期間も、引き続き地域移行や一般就労への移行を目指すという考え方で数値目標を設定しました。

## (2) 障害福祉サービス等の見込量

第4期障害福祉計画までの利用実績を基本に、直近の法改正によるサービスの再編やニーズ調査などを踏まえて見込量の推計を行いました。

## (3) 計画の推進に向けた取組

「平成32（2020）年度末までに重点的に取り組む目標」の達成や、「障害福祉サービス等の見込量」の確保のために必要な取組について、地域生活への移行、一般就労への移行、サービスの確保などの様々な観点から検討を行い、その内容を以下の10の項目に整理しました。

- ・ 地域生活移行の促進
- ・ 相談支援体制の充実・強化
- ・ サービス量の充足・質の向上
- ・ 就労移行の促進
- ・ 就労後の職場定着支援の促進
- ・ 官公需での受注機会の拡大
- ・ 障がい者の虐待防止
- ・ 障がい者の差別禁止・差別解消
- ・ 松山市障がい者総合支援協議会の見直し・充実
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



### 3 平成32（2020）年度末までに重点的に取り組む目標

#### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成32（2020）年度末までに、平成29年3月31日現在の施設入所者（451人）の9%（41人）が地域生活に移行することを目指します。
- ② 平成32（2020）年度末の施設入所者数を、平成29年3月31日現在の施設入所者数から2%（9人）を減少することを目指します。

第1期～第4期計画で取り組んできた施設入所者の地域生活への移行の取組を引き続き推進するとともに、グループホーム入居者の一人暮らし等への移行も推進します。

障がい特性等に配慮した各種グループホームの整備を進めるとともに、地域への移行や定着を図るための相談支援体制及び地域生活を支援するための自立生活援助の提供整備を行います。

一方、日中サービス支援型グループホームの整備や入所施設の機能強化など、障がいの程度や家族の状況により、入所を真に必要なとする重度・高齢障がい者への居住の場の確保についても引き続き検討を行います。

#### 第4期計画の進捗状況、検討課題及び第5期計画の目標達成へ向けた方向性

第4期計画の進捗状況	検討課題	第5期計画の方向性
上記①について <b>【第4期計画目標①】</b> 平成25年度末現在の入居者（446人）の12%（54人）が地域生活に移行することを目指す。  平成27年度末(死亡等含む) 29人 (以下、死亡等除く。) 平成27年度末 18人 平成28年度末 16人 合計 34人 ⇒目標より20名少ない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所期間の長期化</li> <li>・入所者のニーズに応じたサービス提供</li> <li>・施設職員への地域移行の更なる理解促進と周知啓発</li> <li>・安心できる地域移行のための仕組み</li> <li>・相談支援専門員の質と量の確保</li> </ul>	<b>【地域移行に向けたサービス提供】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活を目指した訓練プログラム等の提供</li> <li>・機能訓練、就労移行支援の対象者拡大</li> <li>・施設職員を対象とした地域移行研修会の実施（継続）</li> <li>・入所中に地域生活が体験できる場の確保</li> <li>・地域相談支援の提供体制の整備</li> <li>・相談支援専門員の質の向上をサポートする研修会等の実施</li> </ul>

<p>地域移行研修会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設職員に対して地域移行の周知・理解を図る。</li> <li>他法人の地域移行に関する取組の情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズの高い、グループホーム等、地域で安心して暮らせる居住の場の確保</li> <li>地域生活の難しい長期入所者への対応</li> </ul>	<p><b>【居住の場の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助を活用したグループホーム整備事業を継続して実施</li> <li>日中サービス支援型グループホームの整備を推進</li> <li>介護保険分野との連携強化（高齢者住宅等の活用）</li> <li>市営住宅の建替えにあわせバリアフリー化の実施</li> </ul>
<p>上記②について</p> <p><b>【第4期計画目標②】</b></p> <p>平成29年度末の施設入所者を、平成25年度末の446人から25人減らすことを目指す。</p> <p>平成27年度末 447人 平成28年度末 451人 ⇒目標値（421人）より、30人多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所待機者 200人以上の現状への対策</li> <li>在宅サービスの質と量の確保</li> <li>ショートステイの利用希望に対する場所の確保</li> <li>施設やグループホームを利用していた人が、地域に出て安心して一人暮らしができるための支援</li> <li>相談支援専門員の質と量の確保</li> </ul>	<p><b>【“今”入所が必要な人のための体制作り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入所待機者の現状確認と入所調整</li> <li>入所を真に必要とする障がい者のための、新たな入所施策の検討</li> </ul> <p><b>【地域で暮らせる街づくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護の人材確保</li> <li>日中活動の場の充実</li> <li>緊急時に受け入れ可能なショートステイの整備</li> <li>地域生活支援拠点等の機能の充実</li> <li>共生型サービスの整備推進及び介護保険分野との連携強化</li> <li>「自立生活援助」の活用を推進</li> <li>地域相談支援の提供体制の整備</li> <li>相談支援専門員の質の向上をサポートする研修会等の実施</li> </ul>

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 地域生活移行検討会など保健、医療、福祉関係者による協議の場をより充実させます。
- ② 平成30（2018）～32（2020）年度の3年間で、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を利用して、精神科病院から60人が地域生活に移行することを目指します。
- ③ 地域生活に移行できた精神障がい者の安定した地域生活の継続のため、地域定着支援のさらなる充実を図ります。

松山市の「長期入院精神障がい者の実態把握調査」の結果、精神科病院に1年以上入院している者のうち、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者が、平成29年8月1日現在336名います。

第1～4期計画で取り組んできた入院中の精神障がい者の地域生活への移行及び地域定着のための各種の取組を、愛媛県や精神科病院、相談支援事業所などの関係機関とも連携し、引き続き推進していきます。

### 第4期計画の進捗状況及び検討課題、第5期計画の目標達成へ向けた方向性

第4期計画の進捗状況	検討課題	第5期計画の方向性
<b>①地域移行</b> <b>【目標】精神科病院から60人の地域生活への移行</b> 平成27年度 27人 平成28年度 17人 平成29年度（1月末）16人 合 計 60人 ※目標達成 <b>ピアサポーターの活動回数</b> 平成27年度 264回 平成28年度 184回 平成29年度（1月末）166回 <b>精神障がい者地域生活チャレンジ事業の実施</b> 外泊体験、日中活動等体験事業を実施（長期入院者の地域移行のきっかけ、不安軽減） <b>地域移行者等交流事業（サロン）の実施</b>	・地域移行対象者が減少傾向。 平成27年度 55人 平成28年度 44人 平成29年度（1月末）38人 ※対象者を増やす取組が必要。 ・長期入院者の重度化、高齢化 ・相談支援専門員の質と量の確保 ・ピアサポーターの活動回数の減少	・地域生活移行動機づけ支援の充実（長期入院者及び医療従事者の意識改革） ・日中サービス支援型グループホームの整備を推進 ・共生型サービスの整備推進及び介護保険分野との連携強化 ・地域相談支援の提供体制の整備 ・医療機関、福祉サービス事業所、相談支援事業所等との連携強化 ・ピアサポート体制の整備（相談支援専門員等との連携） ・精神障がい者地域生活チャレンジ事業の充実継続 ・地域移行者等交流事業（サロン）の拠点整備、充実

<p>②地域定着</p> <p>地域移行者等交流事業（サロン）の実施</p> <p>ピアサポーターの活用</p> <p>精神障がい者地域生活チャレンジ事業の実施</p> <p>日中活動等体験，ショートステイ事業を実施（地域定着者の次のステップへの移行，再入院防止）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域定着対象者は横ばい。</li> <li>平成27年度 73人</li> <li>平成28年度 72人</li> <li>平成29年度（1月末）76人</li> <li>※地域定着者に対する支援の強化が必要。</li> <li>・地域定着者の重度化，高齢化</li> <li>・事業所以外の居場所不足</li>   <li>・地域定着者に対するピアサポートの活用不足</li>   <li>・相談支援専門員の質の向上と量の確保</li> <li>・地域生活のためのバックアップ体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生型サービスの整備推進及び介護保険分野との連携強化</li>   <li>・地域移行者等交流事業（サロン）の拠点整備，充実（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの拠点整備について検討）</li> <li>・ピアサポート体制の整備（相談支援専門員等との連携）（セルフヘルプグループの育成について検討）</li> <li>・精神障がい者地域生活チャレンジ事業の充実継続</li> <li>・地域相談支援，自立生活援助の提供体制の整備</li> <li>・医療機関，福祉サービス事業所，相談支援事業所等との連携強化</li> </ul>
--	---	--

※松山市では，平成32（2020）年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を143名（うち65歳未満63名，65歳以上80名）と定め，取組を推進していきます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点（面的整備型）の機能の更なる充実を図ります。

「地域生活支援拠点」とは、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、次の①～⑤の5つの機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点のことです。

- ① 地域移行，親元からの自立等に係る相談
- ② 一人暮らし，グループホーム等への入居等の体験の機会や場の提供
- ③ ショートステイの利便性・対応力向上等による緊急時の受入・対応体制の確保
- ④ 人材の確保・養成，連携等による専門性の確保
- ⑤ サービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

また、拠点を設けず、地域内での複数の機関が、機能を分担する「面的整備型」も考えられます。松山市では上記機能について不足部分がありますが、「面的整備型」として整備しています。今後、不足部分については、充実を図っていきます。

#### 第4期計画の進捗状況及び検討課題，第5期計画の目標達成へ向けた方向性

第4期計画の進捗状況	検討課題	第5期計画の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者に対する相談窓口を，下記のア～ウの3か所に設置し，医療機関，社会福祉施設などと有機的に連携しながら，障がい者からの相談や，虐待及び就労支援等に対応</li> <li>ア 市内庁舎（委託先：（福）松山市社会福祉協議会）</li> <li>イ 南部地域相談支援センター（委託先：（福）宗友福祉会）</li> <li>ウ 北部地域相談支援センター（委託先：（福）福角会）</li> <li>・退院可能な精神障がい者でグループホームの入居等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記機能①～⑤の不足部分の洗い出し，整理</li> <li>・緊急時の受け入れができるショートステイの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き，左記第4期計画の進捗状況記載のア～ウの相談窓口が，関係機関と有機的連携を行ない，それぞれの役割を担う。</li> <li>・上記機能のうち不足部分を洗い出し，その後充実させる。</li> <li>・定期的な仕組みの見直し</li> </ul>

<p>を希望するものが、実際に体験することにより地域生活へのスムーズな移行を促進することを目的とする「精神障がい者地域生活チャレンジ事業」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「障がい者緊急一時保護居室確保事業」により、虐待にあっている障がい者の安全等を確保</li> <li>• やむを得ない措置の実施</li> <li>• アを中心に人材育成の研修等の実施</li> <li>• ア～ウの相談窓口が地域の相談支援事業所と定期的にケース検討会実施</li> <li>• ア～ウに相談員を配置</li> </ul>		
---	--	--

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 平成32（2020）年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を平成28年度の一般就労者数（53人）を1.5倍（80人）にすることを目指します。
- ② 平成32（2020）年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者（112人）の2割（22人）以上増加することを目指します。
- ③ 平成32（2020）年度中に、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の4割以上とすることを目指します。
- ④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指します。（※新規のサービス目標）

第1期～第4期計画で取り組んできた福祉施設利用者の一般就労への移行を引き続き推進します。

また、相談支援事業所等と連携し、就労移行支援事業利用者の増加を図り、事業を推進することにより、一般就労へのさらなる移行及び就労後の職場定着を目指します。

#### 第4期計画の進捗状況及び検討課題、第5期計画の目標達成へ向けた方向性

第4期計画の進捗状況	検討課題	第5期計画の方向性
<p>①福祉施設からの一般就労 目標数値：68人</p> <p>平成27年度 43人 平成28年度 53人 平成29年度（9月末）31人</p> <p>※目標達成見込みあり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所からの一般就労者や、プログラム内容、利用状況などアンケート調査により確認</li> <li>・県内の企業に対して、障がい者雇用に関する意識調査をアンケートにより実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設（就労系事業所）からの一般就労移行者数が少ない。</li> <li>・各就労移行支援事業所の支援に関する意識の差</li> <li>・就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）のあり方</li> <li>・一般企業と福祉施設（就労系事業所）等の連携不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援B型から就労移行支援へのステップアップにつながるシステムの検討</li> <li>・各福祉事業所から一般就労への取組状況の整理及び一般就労への移行促進</li> <li>・就労移行支援、就労継続支援事業所の質の向上</li> <li>・ハローワーク、障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業所等、関係機関や一般企業等との連携を強化</li> </ul>

<p>②就労移行支援事業所の利用者数</p> <p>目標数値：210人</p> <p>平成27年度 94人 平成28年度 112人 平成29年度（9月末）98人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所に対して、就労移行支援事業所の説明会、交流会を実施</li> <li>就労移行支援事業所のパンフレット集を作成し、相談支援事業所や就労系の関係機関へ配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業所数及び利用者数の伸びの鈍化</li> <li>就労移行支援事業所は、定員割れをしているところが大半で利用者確保が課題</li> <li>就労移行支援事業所の周知啓発不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業所パンフレット集の活用（相談支援専門員等への意識づけ）</li> <li>就労移行支援事業所の効果的な利用方法について関係機関へ伝えていく仕組みづくり</li> <li>就労移行支援事業所の質の向上</li> <li>就労継続支援B型から就労移行支援へのステップアップにつながるシステムの検討</li> <li>ハローワーク、障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業所等、関係機関への周知啓発の強化</li> </ul>
<p>③就労移行支援事業所のうち就労移行率</p> <p>目標数値：3割以上の事業所を全体の4割</p> <p>平成27年度 25% 平成28年度 28.6% 平成29年度（9月末）6.3%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業所の交流会を実施し、他の事業所の取組について学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所ごとの就労移行率に開きが見られる</li> <li>就労移行支援事業所の訓練内容等の質の向上が必要</li> <li>就労移行支援事業所同士の連携不足</li> <li>就労移行支援事業所の一般就労に向けたノウハウ不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行率未達成の事業所の持つ課題の整理、方策の検討</li> <li>就労移行支援事業所の質の向上</li> <li>就労移行支援事業所研修会等の開催検討</li> </ul>
<p>④一般就労後の定着支援について（※新規のサービス目標）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の一般就労定着率・生活課題等の調査、分析</li> <li>障がい種別ごとの一般就労後の定着支援への課題の整理。</li> <li>各関係機関との連携不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援、就労定着支援の提供体制の整備</li> <li>地域移行者等交流事業（サロン）の実施（一般就労者対象）</li> <li>ハローワーク、障害者職業センター、障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業所等、関係機関や一般企業等との連携を強化</li> </ul>



## 4 障害福祉サービス等の見込量

第1期計画の障害福祉サービス等の見込量は、サービスの利用実績の推移を基本としながら、特別支援学校等の卒業予定者、退院促進による精神障がい者の新規利用、旧体系サービスの新体系への移行等を勘案し、障がい者（児）ニーズ調査・サービス提供事業者の新事業体系への移行希望調査等を参考に推計しました。また、第2期計画ではその後の制度改正や利用実績等を踏まえた見込量の修正を行い、第3期計画では、第1期・第2期計画期間での利用実績を基本に、直近の法改正によるサービスの再編などを踏まえて見込量の推計を行い、第4期計画では、今までの利用実績を基本に、直近の法改正によるサービスの再編やニーズ調査などを踏まえて見込量の推計を行いました。

今回の第5期計画では、今までの利用実績を基本に、ニーズ調査などを踏まえて見込量の推計を行いました。

### (1) 訪問系サービス

#### ①居宅介護等

- ・居宅介護 在宅での入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行います。
- ・重度訪問介護 重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するものであって、常時介護を必要とする障がい者に、居宅での介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
- ・同行援護 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動の援護などの外出支援を行います。
- ・行動援護 行動上著しい困難を有する障がい者又は障がい児を対象とした行動の際に生じる危機を回避するための支援や外出時の支援を行います。
- ・重度障害者等包括支援 介護の必要性が極めて高い重度の障がい者又は障がい児を対象とした、居宅介護をはじめとした包括的な支援を行います。

### 現 状

利用者数・利用量は、概ね見込量の近似値で推移しています。

(月間の利用者数・利用量)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
居宅介護等	利用者数 (人)	見込量	960	1,015	1,071	1,185	1,225	1,265
		実績	1,021	1,072	1,169	1,191	1,190	1,204
	利用量 (時間)	見込量	43,398	45,973	48,548	41,475	42,875	44,275
		実績	36,621	38,789	40,714	41,282	42,713	43,061

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績、伸び率等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

（月間の利用者数・利用量）

		H30	H31	H32
居宅介護等	利用者数（人）	1,216	1,228	1,240
	利用量（時間）	42,560	42,980	43,400

### 【訪問系サービスの確保のための方策】

- ・地域生活への移行に伴い、居宅介護等訪問系のサービス利用の増加が見込まれますが、現状ではヘルパーが充足されていないことから、ヘルパー養成研修等の周知を行うなどヘルパーや事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。
- ・居宅介護等、今後利用量の増加が見込まれるものについては、必要な人が利用できるよう、サービス利用状況の検証を行うなど、適正な事業運営に努めます。

## （2）日中活動系サービス

### ①生活介護

常時介護を要する障がい者を対象に、施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

### 現 状

利用者数・利用量は、27年度以降は、概ね見込量の近似値で推移しています。

（月間の利用者数・利用量）

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
生活介護	利用者数 （人）	見込量	876	897	918	1,135	1,160	1,185
		実績	1,067	1,083	1,113	1,126	1,140	1,137
	利用量 （人日）	見込量	15,768	16,146	16,524	21,565	22,040	22,515
		実績	20,380	20,652	22,014	22,237	22,717	22,287

※H29の実績は、5月末時点

### 見込量の設定

これまでの実績、伸び率等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり20日／月で算定します。

（月間の利用者数・利用量）

		H30	H31	H32
生活介護	利用者数（人）	1,145	1,153	1,161
	利用量（人日）	22,900	23,060	23,220

## ②自立訓練（機能訓練）

障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を行います。

### 現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を下回っています。標準利用期間が設定される（有期限の）サービスであることなどが原因と考えられます。

（月間の利用者数・利用量）

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
自立訓練 （機能訓練）	利用者数 （人）	見込量	30	34	38	21	23	25
		実績	26	18	16	10	15	14
	利用量 （人日）	見込量	360	408	456	294	322	350
		実績	367	281	244	169	232	226

※H29の実績は、5月末時点

### 見込量の設定

これまでの実績、伸び率等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり16日／月で算定します。

（月間の利用者数・利用量）

		H30	H31	H32
自立訓練 （機能訓練）	利用者数（人）	14	14	14
	利用量（人日）	224	224	224

## ③自立訓練（生活訓練）

障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を行います。

### 現 状

利用者数は見込量を下回り、利用量は概ね見込量の近似値で推移しています。

（月間の利用者数・利用量）

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
自立訓練 （生活訓練）	利用者数 （人）	見込量	27	30	33	38	40	42
		実績	28	28	37	35	33	31
	利用量 （人日）	見込量	486	540	594	532	560	588
		実績	437	379	636	574	545	512

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績，伸び率等を考慮し，30（2018）年度以降の見込量を設定します。利用量については，1人あたり17日/月で算定します。

（月間の利用者数・利用量）

		H30	H31	H32
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（人）	33	33	33
	利用量（人日）	561	561	561

## ④就労移行支援

一般就労等を希望する障がい者に対し，一定期間，知識・能力の向上，実習，職場探し等を通じ，適性に合った職場への就労・定着を図る支援を行います。

## 現 状

利用者数・利用量ともに，見込量を大きく下回っています。標準利用期間が設定される（有期限の）サービスであることなどが原因と考えられます。

（月間の利用者数・利用量）

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
就労移行支援	利用者数 （人）	見込量	166	190	214	146	178	210
		実績	135	131	111	94	112	104
	利用量 （人日）	見込量	3,320	3,800	4,280	2,774	3,382	3,990
		実績	2,308	2,313	2,086	1,838	2,151	1,954

※H29の実績は，5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績と成果目標等を勘案し，30（2018）年度以降の見込量を設定します。利用量については，1人あたり19日/月で算定します。

（月間の利用者数・利用量）

		H30	H31	H32
就労移行支援	利用者数（人）	114	124	134
	利用量（人日）	2,166	2,356	2,546

### ㊦就労継続支援（A型）

一般企業での雇用が難しい障がい者に対し、雇用契約を結んで就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を行います。

#### 現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を上回っています。近年の事業所の増加や利用希望者の増加などが原因と考えられます。

（月間の利用者数・利用量）

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
就労継続支援 （A型）	利用者数 （人）	見込量	288	324	360	498	544	590
		実績	374	446	492	631	667	685
	利用量 （人日）	見込量	6,336	7,128	7,920	10,458	11,424	12,390
		実績	7,484	8,901	10,284	12,656	13,662	13,840

※H29の実績は、5月末時点

#### 見込量の設定

これまでの実績、伸び率等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり20日/月で算定します。

（月間の利用者数・利用量）

		H30	H31	H32
就労継続支援 （A型）	利用者数（人）	714	744	774
	利用量（人日）	14,280	14,880	15,480

### ㊧就労継続支援（B型）

一般企業等での雇用が難しい障がい者や一定年齢に達した障がい者等に対し、雇用契約は結ばず、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。

#### 現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を上回っています。新規事業所の創設による事業所数の増加などが原因と考えられます。

（月間の利用者数・利用量）

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
就労継続支援 （B型）	利用者数 （人）	見込量	564	620	676	952	1,018	1,084
		実績	768	841	952	1,040	1,139	1,173
	利用量 （人日）	見込量	10,152	11,160	12,168	16,184	17,306	18,428
		実績	11,963	13,457	16,134	17,695	19,229	18,925

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績，伸び率等を考慮し，30（2018）年度以降の見込量を設定します。利用量については，1人あたり17日/月で算定します。

（月間の利用者数・利用量）

		H30	H31	H32
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	1,255	1,342	1,429
	利用量(人日)	21,335	22,814	24,293

### ⑦就労定着支援

平成30（2018）年度からの新サービスです。就労に向けた一定の支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障がい者のうち，就労に伴う環境変化による生活面の課題が生じている障がい者に，一定の期間，相談等を通じて生活面の課題を把握するとともに，一般就労の継続を図るために，事業主，障害福祉サービス事業者，医療機関，家族等との連絡調整等の便宜を供与します。

## 見込量の設定

福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案し，30（2018）年度以降の見込量を設定します。

（月間の利用者数）

		H30	H31	H32
就労定着支援	利用者数(人)	10	11	12

### ⑧療養介護

日中に病院などの施設で行われる機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。

## 現 状

利用者数は，27年度以降，見込量を上回りました。

（月間の利用者数）

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
療養介護	利用者数 (人)	見込量	84	84	84	71	69	67
		実績	79	75	75	76	76	78

※H29の実績は，5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績、伸び率等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

		H30	H31	H32
療養介護	利用者数（人）	79	80	81

## ◎短期入所

介護を行う方が病気の場合などに、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

## 現 状

利用者数・利用量ともに、27年度以降、見込量を下回っています。

（月間の利用者数・利用量）

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
短期入所 （福祉型）	利用者数 （人）	見込量	143	158	173	252	279	306
		実績	170	190	226	228	255	275
	利用量 （人日）	見込量	715	790	865	1,512	1,674	1,836
		実績	1,004	1,197	1,374	1,330	1,582	1,608
短期入所 （医療型）	利用者数 （人）	見込量	—	—	—	24	29	34
		実績	12	15	22	20	22	20
	利用量 （人日）	見込量	—	—	—	168	203	238
		実績	74	103	153	158	110	119

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績、伸び率等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。利用量については、福祉型は1人あたり6日／月、医療型は1人あたり7日／月で算定します。

（月間の利用者数・利用量）

		H30	H31	H32
短期入所 （福祉型）	利用者数（人）	294	314	334
	利用量（人日）	1,764	1,884	2,004
短期入所 （医療型）	利用者数（人）	21	21	21
	利用量（人日）	147	147	147

### 【日中活動系サービスの確保の方策】

- 就労継続支援に関するサービスでは、利用者のニーズを把握するとともに、障害福祉サービス事業者間の情報交換や民間企業との連携を進めます。
- 障がい者の一般就労後の生活面の課題を把握し、一般企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた支援を行う、就労定着支援の活用を図ります。
- 就労移行支援事業の質の向上と利用量の向上をはかり、更なる活用を図ります。ひいては、一般就労を拡大することを目指します。
- 65歳以上の障がい者のために、介護保険分野との連携強化を図ります。

## (3) 居住系サービス

### ①自立生活援助

平成30（2018）年度からの新サービスです。施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行います。

#### 見込量の設定

地域移行者数等を勘案し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

（月間の利用者数）

		H30	H31	H32
自立生活援助	利用者数（人）	17	17	17

### ②共同生活援助・共同生活介護（26年度から、共同生活援助に一元化）

日中に就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

#### 現 状

利用者数は、27年度以降、見込量を下回っています。

（月間の利用者数）

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
共同生活援助 共同生活介護	利用者数 （人）	見込量	282	306	330	360	404	448
		実績	300	310	323	344	361	355

※H29の実績は、5月末時点



## 見込量の設定

これまでの実績、成果目標等を勘案し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

（月間の利用者数）

		H30	H31	H32
共同生活援助	利用者数（人）	370	385	400

## ③施設入所支援

夜間や休日に、介護が必要な障がい者や、通所することが難しい自立訓練又は就労移行支援等のサービス利用者に対し、居住の場を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

## 現 状

利用者数は、概ね見込量の近似値で推移しています。

（月間の利用者数）

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
施設入所支援	利用者数 （人）	見込量	431	427	423	443	432	421
		実績	451	446	452	447	451	450

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

施設入所者の地域への移行を進める観点から、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

		H30	H31	H32
施設入所支援	利用者数（人）	448	445	442

### 【居住系サービスの確保のための方策】

- ・地域移行後の生活の安定のため、自立生活援助の活用を図ります。
- ・地域生活への移行に向け、グループホームの整備に努めます。
- ・施設入所支援については、利用者の状況等を踏まえ、地域への移行を進めつつ、真に必要なサービスの適切な実施を図ります。またニーズに応じた施策の検討を行います。
- ・65歳以上の障がい者のために、介護保険分野との連携強化を図ります。

## (4) 相談支援

### ①計画相談支援・地域相談支援

- ・計画相談支援 障害福祉サービスの適切な利用のため、障がい者等の心身の状況やサービス利用の意向等を勘案し、利用するサービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス利用計画を作成し、その計画に基づくサービスの利用支援及び継続利用支援を行います。
- ・地域移行支援 障害者支援施設等・精神科病院等に入所・入院している障がい者について、住居の確保等の地域生活に移行するための相談等の支援を行います。
- ・地域定着支援 居家で单身等の状況で生活する障がい者の、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた緊急事態の相談対応等の支援を行います。

## 現 状

利用者数は、計画相談支援の27年度以降は、見込量を上回っています。

(月間の利用者数)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
計画相談支援	利用者数 (人)	見込量	145	434	965	600	642	683
		実績	20	288	538	665	795	745
地域移行支援	利用者数 (人)	見込量	25	40	45	20	25	30
		実績	10	11	13	23	22	21
地域定着支援	利用者数 (人)	見込量	50	60	60	30	40	50
		実績	11	18	46	55	56	56

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績と相談支援・地域移行支援・地域定着支援の充実を図る観点から、30(2018)年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用者数)

		H30	H31	H32
計画相談支援	利用者数(人)	795	845	900
地域移行支援	利用者数(人)	25	25	25
地域定着支援	利用者数(人)	60	65	70

### 【相談支援の確保のための方策】

- ・障がい者総合支援協議会等での関係者の協議により、相談支援の充実・強化を図ります。
- ・今後、障がい者の地域生活への移行に伴い、利用対象者の増加が想定されることから、研修会の開催など相談支援に関わる人材の資質の向上及び量の拡大に努めます。

## (5) 地域生活支援事業

地域の特性や障がい者の状況に応じて柔軟に事業を行い、障がい者福祉の増進と障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

### ①理解促進・啓発事業

障がい者等の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するものです。

松山市では、「こころの健康フォーラム」や「障害福祉サービス事業所等運営法人研修会」を実施しています。平成30（2018）～32（2020）年度も実施予定です。

### ②自発的活動支援事業

障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援するものです。

松山市では、「本人活動支援事業」や「長期入院者等対象勉強会及び交流事業」を実施しています。平成30（2018）～32（2020）年度も実施予定です。

### ③相談支援事業

障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を提供等します。

松山市では「総合相談窓口事業」や「居住サポート事業」を実施しています。平成30（2018）～32（2020）年度も実施予定です。

		H30	H31	H32
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	1	1	1

#### ④成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者であり、成年後見制度の利用に要する費用の負担が難しい方に必要な支援をします。

#### 現 状

利用者数は、見込量を大きく下回っています。

(年間の利用者数)

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	10	15	20	10	15	20
	実績	9	8	4	6	8	

※H29の実績は、5月末時点

#### 見込量の設定

これまでの実績等を勘案し、30(2018)年度以降の見込量を設定します。

(年間の利用者数)

		H30	H31	H32
成年後見制度 利用支援事業	利用者数(人)	6	7	8

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備等します。今後は実施に向けた体制の検討を行います。

## ◎意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。また、市役所内に手話通訳者を配置し、各種申請・相談業務等に応じ、社会参加の促進を図ります。

※平成26年度から、コミュニケーション支援事業が意思疎通支援事業になりました。

### 現 状

利用者数は、見込量を大きく下回っています。

(年間の利用量・派遣人数・設置者数)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
意思疎通支援事業 (個人派遣)	利用量 (件)	見込量	7,021	7,265	7,509	6,300	6,400	6,500
		実績	5,222	5,377	6,218	5,973	5,458	1,041
意思疎通支援事業 (大会等派遣)	派遣人数 (人)	見込量	—	—	200	200	200	200
		実績	145	85	152	156	135	33
手話通訳者設置事業	設置者数 (人)	見込量	—	—	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	1	1

※H29の実績は、5月末時点

### 見込量の設定

これまでの実績等を考慮し、30(2018)年度以降の見込量を設定します。

(年間の利用量・派遣人数・設置者数)

		H30	H31	H32
意思疎通支援事業 (個人派遣)	利用量 (件)	5,530	5,530	5,530
意思疎通支援事業 (大会等派遣)	派遣人数 (人)	141	141	141
手話通訳者設置事業	設置者数 (人)	1	1	1

### ⑦日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障のある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具や自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具等の日常生活用具の給付等に関し必要な費用を支給します。

#### 現 状

利用量は、概ね見込量の近似値で推移しています。

(年間の利用量)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
日常生活用具 給付等事業	利用量 (件)	見込量	10,810	11,210	11,610	12,000	12,400	12,900
		実績	10,743	11,119	11,110	11,304	11,918	2,545

※H29の実績は、5月末時点

#### 見込量の設定

これまでの実績、伸び率等を考慮し、30(2018)年度以降の見込量を設定します。

		H30	H31	H32
日常生活用具 給付等事業	利用量(件)	11,900	12,300	12,700

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

#### 現 状

修了者数は、一般は見込量を上回っています。

(年間の修了者数)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話奉仕員養成 研修事業(一般)	修了者数 (人)	見込量	—	—	—	35	35	35
		実績	29	33	38	41	36	58
手話奉仕員養成研修事業 (医療・介護従事者)	修了者数 (人)	見込量	—	—	—	15	15	15
		実績	18	11	8	13	7	7

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

（年間の修了者数）

		H30	H31	H32
手話奉仕員養成 研修事業（一般）	修了者数 （人）	35	35	35
手話奉仕員養成研修事業 （医療・介護従事者）	修了者数 （人）	—	10	10

※医療・介護従事者の30（2018）年度は、休講

## ◎移動支援事業

屋外での移動が難しい障がい者等に対し、円滑に外出することができるよう支援を行います。移動に著しい困難を有する視覚障がい者には、同行援護の制度が創設されています。

## 現 状

利用者数・利用量ともに、見込量を下回っています。

（月間の利用者数・利用量）

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
移動支援事業	利用者数 （人）	見込量	341	379	420	307	315	323
		実績	447	404	222	227	237	238
	利用量 （時間）	見込量	6,411	7,076	7,770	2,981	3,136	3,307
		実績	6,794	7,119	2,383	2,284	2,364	2,329

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績、伸び率等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

		H30	H31	H32
移動支援事業	利用者数（人）	244	250	256
	利用量（時間）	2,440	2,500	2,560

### ⑩地域活動支援センター事業

通所の方法により、創作的活動、生産活動、社会との交流促進その他の支援を行います。

#### 現 状

箇所数は、概ね見込量の近似値で推移しています。

(年間の事業所数・月間の利用者数)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
地域活動支援センター事業	事業所数 (箇所)	見込量	1	2	2	1	2	2
		実績	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 (人)	実績			93	84	90	106

※H29の実績は、5月末時点

#### 見込量の設定

事業所数は今後の事業所の移行状況等を考慮し、利用者数は実績等を考慮し、30(2018)年度以降の見込量を設定します。

(年間の事業所数・月間の利用者数)

		H30	H31	H32
地域活動支援センター事業	事業所数(箇所)	1	2	2
	実利用者数(人)	90	100	110

### ⑪専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚、言語・音声、視覚機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

#### 現 状

修了者数は、見込量を上回っています。

(年間の修了者数)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話通訳者養成研修事業	修了者数 (人)	見込量	-	-	-	15	15	15
		実績	21	16	24	0	18	28
要約筆記者養成研修事業	修了者数 (人)	見込量	-	-	-	25	25	25
		実績	26	31	35	25	22	30
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数 (人)	見込量	-	-	-	10	10	10
		実績	-	-	10	5	5	

※H29の実績は、5月末時点

※平成27年度手話通訳者養成研修事業の修了者ゼロは、カリキュラムの変更により最終過程の対象者がいなかったためです。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業は、平成26年度から実施です。



## 見込量の設定

これまでの実績等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

（年間の修了者数）

		H30	H31	H32
手話通訳者養成研修事業	修了者数 (人)	15	15	15
要約筆記者養成研修事業	修了者数 (人)	25	25	25
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数 (人)	10	10	10

## ⑫専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通を図ることが難しい障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とし、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

## 現 状

平成26年度から実施しています。

（年間の利用量）

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用量 (件)	見込量	-	-	-	880	880	880
		実績	-	-	81	90	113	29

※H29の実績は、5月末時点

※平成27～29年度の見込量は、愛媛県全体の数字です。

## 見込量の設定

これまでの実績等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

（年間の利用量）

		H30	H31	H32
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用量 (件)	110	130	150

### ⑬日中一時支援事業

知的障がい者（児）の日中での活動の場を確保し、障がい者（児）を日常的に支援している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います。

#### 現 状

利用者数は、見込量を下回っています。

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
日中一時支援事業	利用者数 (人)	見込量	1,170	1,287	1,415	1,086	1,195	1,315
		実績	975	1,061	187	176	167	145

※H29の実績は、5月末時点

※H25までの実績は、1人当たりの利用回数を含んでいたもの

#### 見込量の設定

これまでの実績等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

		H30	H31	H32
日中一時支援事業	利用者数（人）	160	155	150

#### 【地域生活支援事業の確保のための方策】

- ・今後利用量の増加が見込まれるものについては、必要な人が利用できるよう、サービス利用状況の検証を行うなど、適正な事業運営に努めます。
- ・利用者のニーズを踏まえ、事業所の参入促進に努め、サービス基盤の確保に努めます。
- ・成年後見制度利用支援事業等の利用者及び関係機関への周知啓発に努めます。

## 5 計画の推進に向けた取組

### (1) 地域生活移行の促進

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の障がい者に対し、真に入所・入院が必要な障がい者には十分に配慮しつつ、地域の中で自立した生活を営むことができるようにグループホーム等の計画的な整備を進めるとともに、県委託事業の精神障害者地域移行・地域定着支援事業を継続して実施し、より一層の活用を図るため周知啓発にも努めます。また、グループホーム入居者についても、一人暮らし等に移行がしやすい環境の整備に努めるほか、65歳以上の障がい者には共生型サービスの推進や介護保険分野との連携強化を図ることで地域移行を促進し、安定的なサービス提供を行います。

さらに、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助の提供体制の整備を進めることで、地域生活への移行を促進し地域への定着を図ります。

なお、対象者の状況やその家族の状況により、入所を真に必要とする障がいのある人がいるのも現実です。今後は、入所待機者のニーズ把握に努めるとともに、障害者支援施設等の入所に向けての利用調整や退所者に対するフォロー体制の構築等にも努めます。

### (2) 相談支援体制の充実・強化

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、サービスの適切な利用や地域への移行・定着を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

そのため、計画相談支援・地域相談支援の提供体制の整備を進め量の確保を図るとともに、資質の向上のため、研修会の開催等に取り組みます。より身近な地域の相談拠点として、松山市内の南北に設けられた、障がい者地域相談支援センターの更なる活用を図ります。また、地域の実情に応じた課題の解決を図るため、障がい者総合支援協議会等の活動の充実を図ります。

### (3) サービス量の充足・質の向上

障がい者が地域の中で自立した生活を送るためには、適切なサービスの提供体制が必要です。そのため、地域で必要とされるサービスについて、利用者のニーズや障がいの種別等に応じた基盤整備の促進を図ります。

また、サービス事業者の質の向上を図るため、障害福祉サービス事業者の指定・指導等の権限を有効活用し、事業者に対する適切な指導等を行っていきます。

### (4) 就労移行の促進

障がい者が自立した生活を営み社会参加を進めていくためには、障がい者の「働きたい」という希望に応じた支援の実施と、働きやすい環境づくりの推進が必要です。

そのため、平成21年度から配置している就労支援専門員のさらなる活用を図ります。また、就労支援事業所の周知・啓発につとめ、事業所の能力の向上に研修会を開催する

など、障がい者や家族からの相談への対応力を強化するとともに、関係機関や企業等との連携を図ることで、障がい者の就労促進に努めていきます。

### **(5) 就労後の職場定着支援の促進**

就労移行支援事業や、就労支援専門員の就職斡旋活動、ハローワークの障がい者窓口や障がい者就業・生活支援センター等の取組により、障がい者の一般就労が進んでいるところですが、就職後、本人や企業へのアフターフォロー等の支援が少なく、状況確認・生活支援も乏しく、就労障がい者の職場定着が大きな課題となっています。

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対して支援を行う新サービス「就労定着支援」を活用するとともに、企業や就労障がい者に対する、研修会の開催やバックアップシステムの検討を行い、アフターフォローの体制づくりや、各種情報提供による障がい者への理解促進を図ることで、職場定着率の向上を目指します。

### **(6) 官公需での受注機会の拡大**

地方公共団体が障害者支援施設等から物品を購入したり役務の提供を受けたりする場合、特定随意契約を結ぶことが可能で、お菓子・小物・印刷物等の物品の購入や清掃・除草作業等の役務の提供について、障害者支援施設等との特定随意契約を結んでいます。また、平成25年から障害者優先調達推進法が施行されました。障害者就労施設の提供する、物品や役務の提供について、松山市のホームページで公開するなど情報提供に努めています。また、毎年、目標金額等を設定しています。今後もこうした取組を継続・推進し、障がい者の就労機会の拡大や工賃の向上に積極的に取り組んでいきます。

### **(7) 障がい者の虐待防止**

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく障害者虐待防止センターを設置し、愛媛県運営適正化委員会（救ピット委員会）等の関係機関と連携し、虐待防止・支援についての取組を行っています。また、障害福祉サービス事業者の指定・指導等の権限を有効活用し、事業者の質の向上に取り組むことや、今までの対応事例を検証するなどして、虐待の発生の未然防止に努めます。

### **(8) 障がい者の差別禁止・差別解消**

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる障害者差別解消法）が平成28年4月に施行されました。障害者差別解消法の理念を考慮し、教育・職場・医療等の他、消費生活や地域活動、司法場面等様々な状況で差別的取扱いを受けない様、合理的配慮の推進に努めます。

また、あらゆる状況で、障がい者差別解消に向け、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮とは何か」等の周知・啓発を行い、各関係機関への理解を進めていきます。

### **(9) 松山市障がい者総合支援協議会の見直し・充実**

福祉・保健・医療・労働・教育等の関係者で構成される障がい者総合支援協議会では、障がい者の地域生活を支援するために、地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有、個別事例への支援のあり方に関する協議、調整、地域の障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に向けた協議を行っています。組織体制として、部会の再編を含めた機能強化と協議内容の充実も図っています。今後は、介護保険分野との連携強化や一般就労後、就労継続へ向けてのアフターフォロー体制の整備といった、松山市第5期障害福祉計画の目標達成へ向けた方向性・検討課題について協議するとともに、計画の達成状況等を細かく分析・評価し、進捗状況を確認していきます。

### **(10) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう保健、医療、福祉関係者による協議の場の充実を図ります。

また、地域移行者等に関する居場所（サロン）やピアサポート体制の整備を図ることにより、さらなる地域移行、地域体制づくりを目指します。

## 第2章 松山市第1期障害児福祉計画

### 1 計画の概要

#### (1) 計画策定の背景

近年、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してきました。国では平成24年8月、子ども・子育て関連3法が成立し、公布されました。この法律では「子ども・子育ての支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切でなければならない」と規定されました。また、同年4月児童福祉法の改正により、障がい児支援に係るほとんどの施策が児童福祉法に一元化されるとともに、障がい種別に分かれていた障害児通園施設及び児童デイサービスは身近な地域での「障害児通所支援（児童発達支援等）」に一元化されました。同時に、地域の子ども集団の中での発達支援を目的とした訪問・巡回型支援である「保育所等訪問支援」、放課後の活動支援と就学後の発達支援の継続を目的とした「放課後等デイサービス」が障害児通所支援としてスタートしました。また、「育てにくさ」や「発達が気になる」などの子育てに対する心配な場面から、丁寧に保護者の不安に寄り添い、必要な場面で「障害児支援利用計画案」の作成等を担う、「障害児相談支援」も新たに増設されました。この改正により「身近な通園場所の確保」とともに、「障がいの確定しない『気になる』時期からの発達支援・育児支援」「地域の保育所や学校などで過ごす子どもへの専門的支援の提供」もスタートし、現在、事業所数も増え、利用する子どもや保護者のニーズに沿った支援の枠組ができつつあります。しかし、障害児相談支援が十分に機能される状況でないことや、医療的ケア児や医療的ニーズの高い重症心身障害児は、十分な支援を受けることが難しい状況にあります。さらに、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な児童も増加しています。

松山市においては、平成25年4月から障害児相談支援、保育所等訪問支援事業の地域支援事業の開始や、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施する事業所が増加し、身近な地域で支援を受けられる体制が少しずつ充実してきました。しかし、国の示す、障害児相談支援の機能や医療的ケア児支援の利用に向けた体制の強化は十分ではなく、今後体制を整えていく必要があります。また、障がい児支援を行うにあたって、「気づき」の段階から身近な地域で支援できるよう、制度の充実を図る必要もあります。そして、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築と計画が必要です。

このような背景やこれまでの取組等を踏まえ、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、平成32（2020）年度末へ向けた目標やサービスの見込量等を設定した「松山市第1期障害児福祉計画」を策定することとなりました。

## (2) 計画の期間

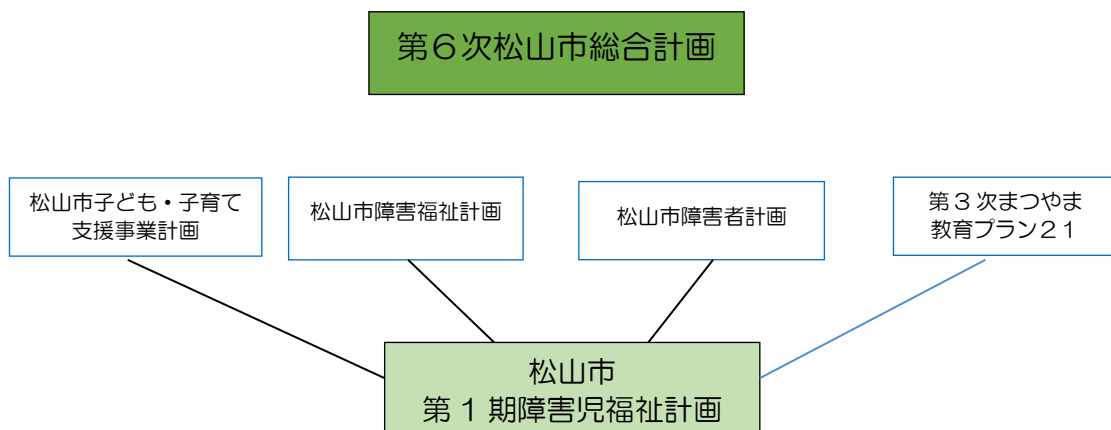
障害児福祉計画の計画期間は、国の基本指針により3年と定められています。第1期障害児福祉計画の計画期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間となります。

計画名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
松山市 障害児福祉計画				松山市第1期障害児福祉計画 (平成30年度～平成32年度)		
松山市 障害福祉計画	松山市第4期障害福祉計画 (平成27年度～平成29年度)			松山市第5期障害福祉計画 (平成30年度～平成32年度)		
松山市 障害者計画	松山市障害者計画 (平成27年度～平成32年度)					
松山市 子ども・子育て 支援事業計画	松山市子ども・子育て支援事業計画 (平成27年度～平成31年度)					
第3次 まつやま 教育プラン	第3次まつやま教育プラン (平成26年度～平成30年度)					

## (3) 松山市での障害児福祉計画の位置づけ

松山市第1期障害児福祉計画は、「児童福祉法」で策定が義務付けられた「障害児福祉計画」として策定します。

「松山市総合計画」に基づき「松山市子ども・子育て支援事業計画」「松山市障害福祉計画」「松山市障害者計画」「第3次まつやま教育プラン21」など、他の関連計画との整合性を図ります。



#### (4) 計画の達成状況の点検及び評価

この障害児福祉計画の重点的に取り組む目標や通所支援等の見込量の達成状況については、PDCA サイクルを導入し、福祉・保健・医療・労働・教育等の関係者で構成される「松山市障がい者総合支援協議会」に少なくとも1年に1回は状況を報告することで、松山市こども支援部会でより細かく分析・評価していただき、必要があると認めるときは、計画の変更等についても検討するなど、計画の達成に向けた取組を進めていきます。



## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 平成32(2020)年度末までに重点的に取り組む目標

国の基本指針では、第1期障害児福祉計画で市町村が定める目標として、以下の内容が示されました。

#### 目標 障害児支援の提供体制の整備等(新規)

1. 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上の設置及び全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
2. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上の確保
3. 平成30(2018)年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

本市の第1期障害児福祉計画での目標設定にあたっては、児童福祉法の理念や、国の基本指針で示された障がい児の健やかな育成のための発達支援、愛媛県の方針等を踏まえ、設定しました。

### (2) 通所支援等の見込量

第4期障害福祉計画で示された利用実績を基本に、ニーズ調査などを踏まえて見込量の推計を行いました。

### (3) 計画の推進に向けた取組

「平成32(2020)年度末までに重点的に取り組む目標」の達成や、「通所支援等の見込量」の確保、下記の基本方針推進のために必要な取組について、発達支援、家族支援、地域支援、サービス確保などの様々な観点から検討を行い、その内容を以下の9項目に整理しました。

#### 【基本方針】

- ① 障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援できるように取り組めます。

- ② 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供します。
- ③ 障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援及び障害児相談支援の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。
- ④ 障がい児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無に関わらず、児童が共に成長できるよう、障がい児支援を通じて、地域社会への包容（インクルージョン）を推進します。

#### 【取組】

- ・発達のご案内になる段階で親子が通える地域での子育て支援の場の充実
- ・ペアレントトレーニングを受けることができる場所の充実
- ・「リレーファイルきずな」の活用の継続
- ・母子保健、子育て支援、教育、就労、医療等の関係機関による連携の強化
- ・療育等支援事業等を通して、地域の保育園、幼稚園、学校等へ出向く支援の強化
- ・地域住民に対する研修会等の開催、啓発活動の実施
- ・医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置
- ・医療的ケア児を支援するためのコーディネーターの配置
- ・各種研修会の実施

### 3 平成32（2020）年度末までに重点的に取り組む目標

#### （1）障害児支援の提供体制の整備等

① 平成30（2018）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設定します。

松山市内には、4つの児童発達支援センターが設置され、相談機能の強化、発達支援の充実、保護者支援の充実に取り組まれています。今後は、後方支援などを中心に地域支援機能の充実を図りたいと考えています。また、保育所等関係機関との連携により、保育所等訪問支援を利用できる体制整備を進めていきます。

松山市内には、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が4か所、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が3か所設置されています。医療的ケアの必要な重症心身障害児の支援について、現状把握に努め、不足部分の充実を図ります。

協議の場の設定については、医療的ケア児が地域で必要な支援を受けるための課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行い、医療的ケア児の成長を支える連携体制の構築を目指します。

#### 現状及び検討課題、第1期計画の目標達成へ向けた方向性

現状	検討課題	第1期計画の方向性
国の基本指針に示された目標1について（39ページ参照） ・児童発達支援センター 4か所 ・保育所等訪問支援 3事業所 （うち2事業所が児童発達支援センターと同系列） ⇒設置数は既に達成	・現状把握 ・児童発達支援センターの定員を超えるニーズ	・児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業の、機能面の充実 ・ニーズへの適切な対応を検討
国の基本指針に示された目標2について（39ページ参照） ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 4か所 ・重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所 3か所 ⇒設置数は既に達成	・現状把握	・今後整備予定の、医療的ケア児支援の関係機関の協議の場において、整備内容を検証し、充実を図る

<p>国の基本指針に示された目標3について（39ページ参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の場なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設定方法の検討（既存の協議の場の活用，新規設定など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児支援の関係機関の協議の場（整備予定）において，医療的ケア児への対応を検討</li> </ul>
---	---	---

## 4 通所支援等の見込量

国の基本指針の見直しに基づき、障がいのある子どもへの支援の体制整備をより充実したものとすため、第1期障害児福祉計画で、支援の見込量等を設定いたします。

見込み量の推計につきましては、第5期障害福祉計画の「障害福祉サービス等の見込量」の推計と同様の方法です。

### (1) 障害児通所支援

#### ①児童発達支援

発達支援の観点から集団支援および個別支援を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### 【現状と確保のための方策】

平成27年度以降、児童発達支援事業の利用児数は増加しています。利用児童数に比べ、利用量の実績の伸びが抑えられている背景には、受給者証に定められている日数の利用量が確保できていない現状もあるようです。理由として、特定の事業所に利用が集中していること、民間の事業所が十分に利用できていないことや、保育園等に通いながら、発達支援を受けている児童の増加が考えられます。一方で、4か所の児童発達支援センターは年度ごとに多少の増減はありますが、待機児を抱えている状況でもあり、就学前を発達支援機関のみで過ごす受け皿が少なく、児童発達支援の体制整備を図ります。

(月間の利用児童数・利用量)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
児童発達支援 (未就学児)	利用児童数 (人)	見込量	—	—	—	452	474	498
		実績	419	429	459	447	475	367
	利用量 (人日)	見込量	—	—	—	4,068	4,266	4,482
		実績	3,119	3,011	3,528	3,291	3,796	3,440

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり9日/月で算定します。

（月間の利用児童数・利用量）

		H30	H31	H32
児童発達支援 （未就学児）	利用児童数（人）	495	505	515
	利用量（人日）	4,455	4,545	4,635

### ②医療型児童発達支援

肢体不自由児等重度で理学療法等の機能訓練が必要、または医療管理下での支援が必要な未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うと共に、身体状況により治療を行います。

#### 【現状と確保のための方策】

医療型の児童発達支援は事業所がないため実績はありません。

医療の進歩に伴い、医療的ケアの必要な子どもは増加しています。

愛媛県と連携を図り、必要なサービス提供のできる体制整備が必要です。

### ③放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに対して、身近な地域の障がい児支援として、通所利用による療育支援等を行います。授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

#### 【現状と確保のための方策】

平成27年度以降、民間の事業所が増加したことに比例して、これまで利用が少なかった通常の学級在籍の児童が、放課後や休日の過ごす場として求めるようになり、利用児童数・利用量が急激に増加しています。事業所により、支援の必要性が高い児童に関して受け入れが難しい等、事業所間の支援力の差が顕著になってきています。全般的に需要の伸びが今後も見込まれますが、学校教育との連携や家庭支援の在り方を踏まえ、事業の充実や質の向上について検討していきます。

(月間の利用児童数・利用量)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
放課後等デイサービス(就学児)	利用児童数(人)	見込量	—	—	—	435	491	547
		実績	271	308	390	466	609	660
	利用量(人日)	見込量	—	—	—	4,350	4,910	5,470
		実績	1,703	2,062	4,190	5,637	7,849	8,043

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績等を考慮し、30(2018)年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり10日/月で算定します。

(月間の利用児童数・利用量)

		H30	H31	H32
放課後等デイサービス(就学児)	利用児童数(人)	752	857	962
	利用量(人日)	9,776	11,141	12,506

## ④保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障がい児について、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応を行います。

### 【現状と確保のための方策】

現在、松山市内3事業所が指定を受けていますが、提供している事業所は1か所です。提供する事業所が増加しない背景として、保育所等訪問先の理解が必要となることから、関係機関と連携した体制整備が課題となっています。保育所等訪問先による障がい児への特性理解や、環境整備等サービス提供の推進体制の構築に向けて検討します。

(月間の利用児童数・利用量)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
保育所等訪問支援	利用児童数(人)	見込量	—	—	—	4	6	8
		実績	0	3	3	5	5	8
	利用量(人日)	見込量	—	—	—	6	9	12
		実績	0	4	6	8	6	13

※H29の実績は、5月末時点

## 見込量の設定

これまでの実績等を考慮し、30(2018)年度以降の見込量を設定します。利用量については、1人あたり1.5日/月で算定します。

(月間の利用児童数・利用量)

		H30	H31	H32
保育所等 訪問支援	利用児童数(人)	10	12	14
	利用量(人日)	15	18	21

※H29の実績は、5月末時点

### ㊦居宅訪問型児童発達支援

平成30(2018)年度からの新サービスです。

重度の障がい等の状態にあって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

#### 【確保のための方策】

重度障がい児の利用ニーズの把握や、必要に応じた支援内容の提供を行う事業者等サービスの担い手育成等、提供体制の整備を進めていきます。

## 見込量の設定

重度の心身障がいのある子どもを受け入れる施設の状況等を勘案し、30(2018)年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用児童数・利用量)

		H30	H31	H32
居宅訪問型児 童発達支援	利用児童数(人)	20	20	20
	利用量(人日)	180	180	180



## ◎障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ

子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所、認定こども園及び放課後児童健全育成事業について、利用ニーズを満たすための目標を設定しました。

子ども・子育て支援等における障がい児の受け入れ体制が整備されるよう、子育て分野と連携して取り組みます。

(月間の利用児童数)

		利用児見 込量 (人)	H27	H28	H29
保育所	利用児童数 (人)	実績	127	126	148
認定こども園		実績	78	83	90
放課後児童健全育成事業		実績	57	66	70

※放課後児童健全育成事業の平成29年度実績の数字は、平成30年5月1日を基準日とすることから、伸び率からの見込量としています。

## 見込量の設定

(月間の利用児童数)

		H30	H31	H32
保育所	利用児童数 (人)	160	172	184
認定こども園		95	102	109
放課後児童健全育成事業		73	77	81

## (2) 障害児相談支援

### ①障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)を利用するために、障害児支援利用計画を作成します。その後一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

#### 【現状と確保のための方策】

早期に親子で支援につながり適切な相談支援や発達支援を受けることが、乳幼児・学童期には必要です。松山市の相談支援専門員は計画相談のみでなく、基本相談への対応が求められています。障がい児の早期発見及び早期支援に努め、発達に支援を必要とする子どもが地域で安心して成長していくためのライフステージにおける切れ目のない一貫した支援体制構築に向けて、体制整備を行い、相談支援機能の充実を図っていきます。

(月間の利用児童数)

			H24	H25	H26	H27	H28	H29
障害児相談支援	利用児童数 (人)	見込量	－	－	－	51	52	53
		実績	0	33	75	51	81	71

※H29の実績は、5月末時点

### 見込量の設定

これまでの実績等を考慮し、30（2018）年度以降の見込量を設定します。

(月間の利用児童数)

		H30	H31	H32
障害児相談支援	利用児童数 (人)	75	80	85

### (3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

平成30（2018）年4月の法改正により、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」が創設されました。

#### ①医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

### 見込量の設定

30（2018）年度以降の見込量を設定します。

		H30	H31	H32
コーディネーター	配置数（人）	0	1	1

#### 【 確保のための方策 】

既存の協議の場を活用するなどし、関係機関の参加の元で、医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を確保することに努めます。

## 5 計画の推進に向けた取組

### (1) 発達のご案内になる段階で親子が通える地域での子育て支援の場の充実

発達のご案内になる段階で親子が身近に通える場所を充実させ、安心して子育てが出来るよう環境整備等を推進します。

### (2) パARENTトレーニングを受けられることができる場所の充実

子どもの発達支援をより有効にするためには、子どもの発達を適切に捉える、関わる大人のスキルアップが不可欠です。そのため、保護者の学びとなる場所を設けて、よりよい愛着形成を図ります。

### (3) 「リレーファイルきずな」の活用の継続

平成 23 年から配布を開始し、一貫した支援が継続されるよう活用してきましたが、今後も引き続き活用していきます。

### (4) 母子保健、子育て支援、教育、就労、医療等の関係機関による連携の強化

切れ目の無い支援を行うにあたり、各関係機関の連携は必要です。障がい児支援の横断的事項について、情報を共有するとともに、お互いの役割を認識するための研修会を開催するなど、連携強化を図ります。

### (5) 療育等支援事業等を通して、地域の保育園等へ出向く支援の強化

共生社会の実現のため、地域社会で包括的に支援する取組を推進していきます。

### (6) 地域住民に対する研修会等の開催、啓発活動の実施

近年注目されている発達障がいに関することはもちろんのこと、地域社会における障がい児福祉に関する理解を深めるために、市民向けの研修会等を開催し、周知啓発を行います。

### (7) 医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置

既存の協議の場を活用するなどして、関係機関の参加の元で、協議の場を設置します。

### (8) 医療的ケア児等を支援するためのコーディネーターの配置

医療的ケア児が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を確保することに努めます。

### (9) 各種研修会の実施

児童発達支援、放課後等デイサービス、小中学校の特別支援教育担当者等を対象として、各種研修会を実施し、障がい児支援力の向上を図る取組を実施します。



# 松山市第5期障害福祉計画 松山市第1期障害児福祉計画

## 資 料 編

1	松山市障害福祉計画等策定検討会開催要領	52
2	松山市障害福祉計画等策定検討会内規	53
3	検討メンバー表	54
4	障害福祉サービス等	55～57
5	用語集	58～62
6	障がい福祉アンケート調査結果の集計	63

## 松山市障害福祉計画等策定検討会開催要領

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく松山市第5期障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく松山市第1期障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、市民の意見を反映させるための必要な措置の一環として、松山市障害福祉計画等策定検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、計画の策定にあたり、関係機関相互の意見交換及び意見聴取を行う。

### (出席者)

第3条 検討会の出席者は、次に掲げる者のうちから市長が選任及び依頼する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 教育関係者
- (3) 障がい福祉関係者
- (4) 障がいのある市民又はその親族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (運営)

第4条 検討会は、市長が招集し、開催する。

2 検討会の進行は、障がい福祉課が行う。

### (庶務)

第5条 検討会に関する庶務は、障がい福祉課において処理する。

### (委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要領は、平成29年8月15日から施行する。

## 松山市障害福祉計画等策定検討会内規

### (目的)

第1条 松山市障害福祉計画等策定検討会開催要領（以下「要領」という。）第6条に基づき松山市障害福祉計画等策定検討会の円滑な運営を図るために調査研究会（以下「研究会」という。）及び庁内ワーキンググループを開催する。

### (研究会の所掌事務等)

第2条 研究会は、要領第1条の計画の策定に必要な事項に関し、研究し、意見を述べる。

2 研究会の出席者は、障がい福祉関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が選任する。

3 研究会は、市長が招集し、開催する。

4 研究会の進行は、障がい福祉課が行う。

### (庁内ワーキンググループ)

第3条 庁内ワーキンググループは、要領第1条の計画の策定に必要な事項に関し、関係各課で協議等を行う。

2 庁内ワーキンググループの進行は、障がい福祉課が行う。

### (庶務)

第4条 研究会及び庁内ワーキンググループに関する庶務は、障がい福祉課において処理する。

### (委任)

第5条 この内規に定めるもののほか、研究会及び庁内ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この内規は、平成29年8月15日から施行する。

松山市障害福祉計画等策定検討会名簿

氏名	本人所属
近藤 益代	聖カタリナ大学
河村 庄治	松山公共職業安定所（ハローワーク）
越智 孝道	（公募による）
上野 修一	愛媛県精神保健福祉協会
角田 三記子	松山市内部疾患障害者協議会
武智 一郎	社会福祉法人あゆみ学園
武智 幸男	松山市障害者団体連絡協議会
升岡 良子	愛媛県精神保健福祉士会
永井 裕二	愛媛県知的障害者福祉協会
伊勢元 るり子	みなら特別支援学校学校
井上 富夫	しげのぶ特別支援学校

松山市障害福祉計画等策定検討会調査研究会名簿

氏名	本人所属
丸田 一郎	相談支援事業所ほっとねっと
梶浦 英与	松山市障がい者北部地域相談支援センター
藤本 篤	松山市障がい者南部地域相談支援センター
小西 秀生	指定特定相談支援事業スマイル
山口 秀人	ケアサポートまつやま
清家 斉	指定相談支援事業所さらりの森
江戸 卓郎	指定多機能型事業所くるみ園
和田 真由子	松山市児童発達支援センターひまわり園相談支援事業所
竹宮 龍彦	松山市障がい者総合相談窓口

松山市障害福祉計画等策定検討会庁内ワーキンググループ関係各課一覧

課 等 名
障がい福祉課
保健予防課
保健福祉政策課
子育て支援課
保育・幼稚園課
医事薬事課
健康づくり推進課
住宅課
地域経済課
学校教育課



◇ 障害福祉サービス等 ◇

	サービス名	サービス内容
1	【者・児】居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄, 食事などの介助を行います
2	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に, 自宅で入浴や排泄, 食事などの介助や外出時の移動の補助を行います
3	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に, 外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います
4	【者・児】行動援護	知的障がい, 精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に, 行動するとき必要な介助や外出時の移動補助などを行います
5	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方で, 介護の必要の程度が著しく高い方に, 居宅介護などのサービスを包括的に提供します
6	生活介護	常に介護が必要な方に, 施設で入浴や排泄, 食事の介護や創作的活動などの機会を提供します
7	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう, 一定の期間, 身体機能向上のために必要な訓練を行います
8	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう, 一定の期間, 生活能力向上のために必要な訓練を行います
9	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に, 一定の期間, 就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います
10	就労継続支援(A型)	通常の事業所で働くことが難しい方に, 雇用契約に基づく就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います
11	就労継続支援(B型)	通常の事業所で働くことが難しい方に, 就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います(雇用契約なし)
12	就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障がい者のうち, 就労に伴う環境変化による生活面の課題が生じている障がい者に, 一定の期間, 相談等を通じて生活面の課題を把握するとともに, 一般就労の継続を図るために, 事業主, 障害福祉サービス事業者, 医療機関, 家族等との連絡調整等の便宜を供与します
13	療養介護	医療が必要な方で, 常に介護を必要とする方に, 主に昼間に病院等で機能訓練, 療養上の管理, 看護などを提供します
14	【者・児】短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がい者(児)を介護する方の病気の場合などに, 障がい者が施設に短期間入所し, 入浴, 排泄, 食事の介護などを行います

15	自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行います
16	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。日中サービス支援型共同生活援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型です。
17	施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴、排泄、食事の介護などの支援を行います
18	計画相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、サービス等利用計画の作成、必要な情報の提供や助言などを行います
19	地域相談支援 (地域移行)	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院等に入院している精神障がい者に対して、住居の確保や、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います
20	地域相談支援 (地域定着)	居宅で、単身等の状況で生活する障がい者に対して、その障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態での相談などの支援を行います
21	【児】児童発達支援	日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
22	【児】医療型 児童発達支援	日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います
23	【児】放課後等 デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、放課後等デイサービス事業所に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います
24	【児】保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います
25	【児】居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にあって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います
26	【児】障害児相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、障害児支援利用計画の作成、必要な情報の提供や助言などを行います
27	(地域生活支援事業) 理解促進・啓発	障がい者等の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するものです

28	(地域生活支援事業) 自発的活動支援	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援するものです
29	(地域生活支援事業) 相談支援	障がい者やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を提供等します
30	(地域生活支援事業) 成年後見制度利用支援	成年後見人の報酬など必要となる経費の補助を受けなければ、成年後見制度の利用が難しい、知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します
31	(地域生活支援事業) 成年後見制度法人後見支援	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備等します
32	(地域生活支援事業) 意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者と他者の、意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行います
33	(地域生活支援事業) 日常生活用具給付	日常生活用具を必要とする障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付や貸与を行います
34	(地域生活支援事業) 手話奉仕員養成研修	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います
35	(地域生活支援事業) 移動支援	屋外での移動が難しいと認められる障がい者に対し、外出のための支援を行います
36	(地域生活支援事業) 地域活動支援センター	通所の方法により、創作的活動、生産活動、社会との交流促進その他の支援を行います
37	(地域生活支援事業) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修	聴覚、言語・音声、視覚機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います
38	(地域生活支援事業) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣	意思疎通を図ることが難しい障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることを目的とし、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります
39	(地域生活支援事業) 日中一時支援	知的障がい者（児）等の日中での活動の場を確保し、障がい者（児）を日常的に支援している家族の一時的な休息を目的とした支援を行います

## 用語集

---

### ■ ア行

---

#### 医療的ケア児

医療技術の進歩等を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児のことを指します。「医療的ケア」は、明確な定義はありませんが、一般的に日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のことを指します。

#### ・医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児に対する専門的な知識と経験に基づき、支援に関わる関係機関との連携を図る役割を担います。医療、福祉、教育等、様々な機関と連携し、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が関わり続けることのできる体制を構築する上でのキーパーソンとなります。

#### インクルージョン

インクルージョン(Inclusion)は、包含・一体性を指し、社会的な一体性や、社会に包含するといった意味合いで用いられます。近年では、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが多様なニーズを包括するという意味合いを指す際に用いられています。

---

### ■ カ行

---

#### 居住サポート事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が難しい障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。(住宅入居等支援事業)

#### 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律

障がい者就労施設の障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。通称「障害者優先調達推進法」

#### 子ども子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく、5年を一期とする市町村の計画です。計画には、教育・保育施設等の定員や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み(ニーズ量)」と「確保の内容」「実施時期」等を定めることになっています。松山市では、平成27年度から平成31年度までを計画の期間とし、全ての子どもたちと子育て家庭を対象に松山市が進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「松山市子ども・子育て支援事業計画」を定めています。

---

## ■ サ行

---

### サービス等利用計画

障害者総合支援法での障害福祉サービス等を適切に利用することができるように、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、相談支援専門員が最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画です。

### 児童発達支援センター

主に未就学の障がいのある子ども又はその可能性のある子どもに対して、発達支援をするとともに、家族や地域への支援を行う施設です。特に地域の保育所等に対して専門的な知識・技術に基づいた支援を行うなど、中核的な役割を担っています。松山市内に4か所設置されています。

### 就労支援専門員

障がい者の一般就労の促進や継続した就労の確保、収入の安定を図るとともに、企業との信頼関係を構築し、新たな雇用の拡大を図るため、松山市障がい福祉課に2名を配置し、障がい者の就労支援を行っています。

### 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であることから、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

通称「障害者虐待防止法」

### 障害者虐待防止センター

松山市では、障害者虐待防止法の施行に合わせ、関係機関との連携を図りながら、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための「障がい者虐待防止センター」を障がい福祉課内に設置しています。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者基本法の基本的な理念に則り、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者の障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。通称「障害者差別解消法」

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者自立支援法に代わって、2013(平成25)年4月1日から新たに施行された法律です。障害者基本法を踏まえた基本理念(共生社会の実現や社会参加の機会の確保, 社会的障壁の除去等)を新たに設けたほか, 障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しが行なわれています。通称「障害者総合支援法」

## 障がい者総合相談窓口

身体・知的・精神の3障がいに加え, 発達障がい・高次脳機能障がい・難病患者等の「障がい者総合相談窓口」を松山市が開設しています。相談者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう, 問題解決に向けた必要な支援や助言を行い, 福祉の向上を図ります。松山市の委託事業として, 松山市社会福祉協議会が運営しています。相談は無料です。専門の資格を持つ相談員がお話をお伺いします。

## 障害福祉サービス

通所系・訪問系などの種類があります。個別のサービス名称と内容説明については, 前記4【障害福祉サービス等】を参照ください。

## 障害児支援利用計画

児童福祉法に基づき, 障がい児が適切な障害福祉サービス等を利用することができるよう, ニーズや置かれている状況等を踏まえ, 相談支援専門員が最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画です。障がい者の「サービス等利用計画」と同様のものです。

## 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障がい児(者), 知的障がい児(者), 身体障がい児及び発達障がい児(者)の地域における生活を支えるためのものです。訪問による療育指導や外来による療育相談・指導といった, 身近な地域で療育指導が受けられる療育機能の充実を図るとともに, 障がい児の通う保育所等の職員の療育技術の指導や, 療育機関に対する支援といった関係機関の療育機能の充足を目的とした事業です。

## 成年後見制度

認知症高齢者, 知的障がい者, 精神障がい者など, 判断能力が不十分であるために法律行為での意思決定が不十分または難しい者について, その判断力を補い保護支援する制度です。法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。1999(平成11)年の民法の改正等で, 従来の禁治産, 準禁治産制度が改められ, 自己決定の尊重, 残存能力の活用, ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに, 柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築されました。

## 相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する人のことを言います。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件になります。相談支援事業を実施する場合は、相談支援専門員を置く必要があります。

---

## ■ 夕行

### 地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つです。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場です。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業に位置づけられています。

### 地域相談支援センター

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門職員が相談を受けて必要な援助・支援を行う窓口として、平成25年4月から、松山市内の北部と南部に「障がい者地域相談支援センター」を設置しています。

---

## ■ ナ行

### 難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指します。昭和47(1972)年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。

---

## ■ ハ行

### 発達障がい

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

### バリアフリー

障壁(バリア)となるものを取り除くことを言います。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を難しくしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきています。

## ピアサポート

同じ悩みや症状などの問題を抱えている、経験・体験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組のことです。

## ペアレントトレーニング

保護者が子どもの持つ困難さを理解し、子どもとの良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムです。

---

## ■ マ行

### まつやま教育プラン 21

教育基本法に基づき、地方公共団体は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとなっています。これを踏まえ、松山市では、目指すべき教育行政の目標、目標を達成するための推進姿勢と基本方針、各施策を総合的にまとめ、平成 26 年 3 月に第 3 次まつやま教育プラン 21 を策定しました。第 3 次は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年計画で、「生きる喜びが実感できる人づくり」を目標とし、松山市の教育行政の指針及び具体的な取組のプランを示しています。

---

## ■ ラ行

### ライフステージ

人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに分けられます。

### リレーファイルきずな

子どもの成長を支える多くの人たちに子どもの理解を深めてもらうことを目的に作られたものです。記入することにより、保護者と関係者との情報共有がしやすくなり、発達に必要な情報をスムーズに受け渡すための支援ファイルとして効果的です。これは、松山市発達支援関係機関連絡会の意見をもとに作成され、障がい福祉課にて配布しています。